



○公 告

抽せんの結果、長野県公債を次のとおり償還します。

平成15年2月24日

長野県知事 田 中 康 夫

1 銘柄、償還額、償還公債番号及び償還期日

銘 柄	償 還 額	償還公債番号	償還期日
		100万円券	
平成5年度 第2回公債	千円 750,000	4501～4750 7751～8000 19001～19250	平成15年 3月25日
平成6年度 第2回公債	660,000	11001～11220 11441～11660 14301～14520	同 上
平成7年度 第2回公債	960,000	11201～11520 22401～22720 28481～28800	同 上
平成8年度 第2回公債	999,000	4663～4995 7327～7659 31969～32301	同 上
平成9年度 第2回公債	945,000	7876～8190 9136～9450 24886～25200	同 上
平成10年度 第2回公債	690,000	8051～8280 11961～12190 13571～13800	同 上
平成5年度 第3回公債	960,000	6721～7040 8641～8960 18241～18560	平成15年 4月25日
平成6年度 第4回公債	1,419,000	1893～2365 2839～3311 42571～43043	同 上
平成7年度 第4回公債	1,623,000	1624～2164 5411～5951 34084～34624	同 上

平成8年度 第4回公債	1,239,000	2892～3304 4544～4956 27672～28084	同 上
平成9年度 第3回公債	615,000	1231～1435 3691～3895 16196～16400	同 上
平成10年度 第3回公債	510,000	1871～2040 5441～5610 15981～16150	同 上
平成5年度 第5回公債	330,000	551～660 4401～4510 6821～6930	平成15年 5月23日
平成6年度 第6回公債	801,000	9613～9879 21094～21360 22162～22428	同 上
平成7年度 第6回公債	300,000	4001～4100 4201～4300 4901～5000	同 上
平成8年度 第5回公債	296,000	1333～1480 4737～4884	同 上
平成9年度 第5回公債	109,000	3380～3488	同 上
平成10年度 第5回公債	377,000	7918～8294	同 上

- 2 支払場所 現物債は券面記載の支払場所
登録債は指定支払場所

財政改革課

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成15年2月24日

長野県知事 田 中 康 夫

1 申請のあった年月日

平成15年2月17日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 岡崎バイオ研究所

3 代表者の氏名

岡崎 光雄

4 主たる事務所の所在地

上田市中央4丁目7番33号

5 定款に記載された目的

この法人は、遺伝子組み換え食品の正しい知識の普及・啓発、高齢者が健康で社会活動ができるような健康機能食品の開発、農産廃棄物などのバイオマスの微生物によるコンポスト、エネルギーへのリサイクルなどの活動を行う組織・団体の運営および活動に関する助言活動を行うことによって循環型社会の実現に貢献すること、並びに、郷土が生んだバイオ関係の偉人など社会・文化の発展に寄与した人々を顕彰し社会教育の推進を図ることを目的とする。

生活文化課

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成15年2月24日

長野県知事 田中 康夫

1 申請のあった年月日

平成15年2月17日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 おごち

3 代表者の氏名

小笠原 今朝美

4 主たる事務所の所在地

上伊那郡箕輪町大字東箕輪5139番地5

5 定款に記載された目的

この法人は、この地域における在宅の高齢者、障害者及びその支援者で手助けを必要としている人に対して、住み慣れた地域において家庭的な雰囲気のもとで介護が受けられるための事業を行い、地域福祉に貢献し、高齢者、障害者の住みやすい社会づくりに寄与することを目的とする。

生活文化課

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成15年2月24日

長野県知事 田 中 康 夫

1 申請のあった年月日

平成15年2月12日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 下諏訪町体育協会

3 代表者の氏名

石 澤 正 憲

4 主たる事務所の所在地

諏訪郡下諏訪町4611番地11

5 定款に記載された目的

体育協会は、地域住民に対して、スポーツ振興に関する事業を行い、体位の向上とスポーツ精神の高揚により、より良い社会の構成に寄与することを目的とする。

生活文化課

○公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成15年2月24日

長野県知事 田 中 康 夫

1 申請のあった年月日

平成15年2月14日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 アイあい21

3 代表者の氏名

宮 野 勝 吉

4 主たる事務所の所在地

飯田市毛賀842番地(ホワイトハーベストB102号)

5 定款に記載された目的

この法人は、高齢者や子どもなどに対し、脳神経細胞(ニューロン)の活発なネットワーク形成と脳神経細胞(ニューロン)の刺激を与えるトレーニングを行うことにより、痴呆予防など福祉の増進、社会教育の推進、子どもの健全育成に寄与することを目的とする。

生活文化課

○公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成15年2月24日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 申請のあった年月日
平成15年2月17日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 しかわせの林檎
- 3 代表者の氏名
桑原 富枝
- 4 主たる事務所の所在地
長野市川中島町今井693番地5
- 5 定款に記載された目的

この法人は、アジアの人々と友情を育み、宗教や文化、身分や貧富の違いを越えて、地球市民として共に生きるため、日常的な草の根の交流や教育環境の整備に関する事業を行い、アジアの子供たちの人権の擁護や人材育成に貢献するとともに、国際協力の活動の推進に寄与することを目的とする。

生活文化課

○公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成15年2月24日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ヤマダ電機テックランド佐久店
佐久市大字岩村田字下樋田1788-2 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
(株)ヤマダ電機
群馬県前橋市日吉町四丁目40-11

- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所
(株)ヤマダ電機
群馬県前橋市日吉町四丁目40-11
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成15年10月8日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
3,328平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数 173台
 - (2) 駐輪場の収容台数 36台
 - (3) 荷さばき施設の面積 203平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量 114立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前10時
閉店時刻 午後9時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前9時30分から午後9時30分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数 4か所
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前9時から午後9時まで
- 8 届出年月日
平成15年2月7日
- 9 届出書及び添付書類の縦覧の場所
長野県商工部産業振興課又は長野県佐久地方事務所商工課
- 10 縦覧の期間
平成15年2月24日から平成15年6月24日まで
- 11 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)
様式第8号による。
- 12 意見書の提出先
長野県商工部産業振興課又は長野県佐久地方事務所商工課

産業振興課

○公 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)附則第5条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成15年2月24日

長野県知事 田 中 康 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アップルタウン

飯田市鼎一色456

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(株)ハートリアルエステート

大阪府大阪市中央区久太郎町3-1-30

3 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小 売 業 者	開 店 時 刻	閉 店 時 刻
(株)マイカル (株)大谷 (株)ロン・都 (株)ビーンズ 原田英史 中山多美子 (有)ヤマダドレス 杉田正勝 (株)いちかわ (有)稲垣商事 (株)一真堂貴金属店 (株)一真堂メガネ店 中部クロックハウス(株) (有)リバーズ (有)サンヨーエージェンシー (有)ドリームワークス (有)一不二	午前10時 (年間3日午前8時30分) (年間20日午前9時)	午後8時 (年間120日午後8時30分) (年間60日午後9時)

(株)かめや
 (有)食品協業組合
 (株)ヨシダ魚よし
 (株)丸越
 ラブリークリーン(株)
 (株)キング
 ツーハンズ(株)

(変更後)

小 売 業 者	開 店 時 刻	閉 店 時 刻
(株)マイカル	午前9時 (年間3日午前8時30分)	午後11時
(株)大谷 (株)ロン・都 (株)ビーンズ 原田英史 中山多美子 (有)ヤマダドレス 杉田正勝 (株)いちかわ (有)稲垣商事 (株)一真堂貴金属店 (株)一真堂メガネ店 中部クロックハウス(株) (有)リバース (有)サンヨーエージェンシー (有)ドリームワークス (有)一不二 (株)かめや (有)食品協業組合 (株)ヨシダ魚よし (株)丸越 ラブリークリーン(株) (株)キング ツーハンズ(株)	変更前に同じ	変更前に同じ

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	変 更 前	変 更 後
駐車場 ①②	午前9時から午前0時まで (年間3日午前8時から) (年間20日午前8時30分から)	変更前に同じ

駐車場 ③	午前9時から午後10時まで (年間3日午前8時から) (年間20日午前8時30分から)	午前8時30分から午前0時まで (年間3日午前8時から)
----------	---	---------------------------------

- 4 変更する年月日
平成15年3月1日
- 5 届出年月日
平成15年2月12日
- 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所
長野県商工部産業振興課又は長野県下伊那地方事務所商工課
- 7 縦覧の期間
平成15年2月24日から平成15年6月24日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工部産業振興課又は長野県下伊那地方事務所商工課

産 業 振 興 課

○公 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)附則第5条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成15年2月24日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
A・コープあいぱん飯田店
飯田市桐林1040-2 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

みなみ信州農業協同組合

飯田市北方3852-22

3 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

変更前	変更後
1,265㎡	1,694㎡

(2) 駐車場の位置及び収容台数

変更前	変更後
115台	109台

位置については、届出書に添付された図面のとおり

(3) 駐輪場の位置

届出書に添付された図面のとおり

(4) 荷さばき施設の位置

届出書に添付された図面のとおり

(5) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小 売 業 者	開 店 時 刻	閉 店 時 刻
みなみ信州農業協同組合	午前9時	午後8時
(有)とみや呉服店	午前9時	午後8時

(変更後)

小 売 業 者	開 店 時 刻	閉 店 時 刻
みなみ信州農業協同組合	午前9時	午後9時
(有)とみや呉服店	午前9時	午後9時

(6) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変 更 前	変 更 後
午前8時30分から午後8時30分まで	午前8時30分から午後9時30分まで

4 変更する年月日

平成15年10月10日

- 5 届出年月日
平成15年2月10日
- 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所
長野県商工部産業振興課又は長野県下伊那地方事務所商工課
- 7 縦覧の期間
平成15年2月24日から平成15年6月24日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工部産業振興課又は長野県下伊那地方事務所商工課

産 業 振 興 課

○公 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成15年2月24日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(株)パルコ 松本店
松本市中央1丁目10番30号ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
(株)パルコ
東京都豊島区南池袋1丁目28番2号
- 3 変更した事項

大規模小売店舗の所在地

(変更前) 松本市中央二丁目137番1ほか

(変更後) 松本市中央1丁目10番30号ほか

4 変更した年月日

平成15年1月31日

5 届出年月日

平成15年1月31日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課又は長野県松本地方事務所商工課

7 縦覧の期間

平成15年2月24日から平成15年6月24日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県松本地方事務所商工課

産業振興課

○公 告

林業種苗法(昭和45年法律第89号)第10条第3項の規定により、次の生産事業者を登録しました。

平成15年2月24日

長野県知事 田 中 康 夫

登録番号	生産事業者の氏名及び住所	生産事業の内容	事業所の名称及び所在地
1377	安藤喜治 東筑摩郡波田町6355-1	幼苗の育成及び幼苗以外の苗木の育成	信州苗圃 東筑摩郡波田町6355-1

森林保全課

○公 告

県営住宅の入居者を次のとおり募集します。

平成15年2月24日

長野県知事 田 中 康 夫

1 募集団地

(1) 県営住宅の設置場所等

団地名	設置場所	構造	規 格	募集戸数 (うち優先枠)
ね ざ め	上 松 町	中 層 耐 火 4 階 建	2DKB、59.4㎡ (8畳、洋間[10.9㎡]、 DK、浴室)	5戸 (2戸)
			3DKB、69.3㎡ (8畳、洋間[10.9㎡]、 洋間[8.2㎡]、DK、浴室)	3戸 (1戸)

(2) 家賃月額

次の表の左欄に掲げる入居者の収入（公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号。以下「政令」という。）第1条第3号に規定する収入をいう。以下同じ。）の区分に応じてそれぞれ右欄に定める額とする。

入居者の収入	2DKB (59.4㎡)	3DKB (69.3㎡)
0 ~ 123,000 円	20,200 円	23,600 円
123,001 ~ 153,000	24,500	28,600
153,001 ~ 178,000	29,000	33,800
178,001 ~ 200,000	33,500	39,100
200,001 ~ 238,000	38,700	45,100
238,001 ~ 268,000	44,400	51,800

(3) 申込受付場所等

申込受付場所	申込受付期間	入居の時期
木曾地方事務所商工 建築課	平成15年3月3日(月)から 平成15年3月12日(水)まで	平成15年4月1日(火)

2 入居等の資格

県内に居住し、又は勤務場所を有する者で、次の条件を具備し、かつ、知事が許可したものとする。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他の婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) 収入が、入居の申込みをした日において、月額 200,000円以下（政令第6条第4項に定める高齢者等が同居する世帯にあつては月額 268,000円以下）であること。
- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかなこと。
- (4) 優先枠への申込みは、生活保護、心身障害者、母子、寡夫、老人、引揚者及び多子などの世帯に限られること。

3 申込方法

(1) 提出書類

- ア 県営住宅入居申込書（用紙は、申込受付場所及び最寄りの地方事務所において交付するほか、長野県ホームページから取り出すことが可能。）
- イ 住民票の写し
- ウ 収入状況を証明する書類
- エ 前記2の(1)の括弧書きに該当する者にあつては、その事実を証明する書類
- オ 前記2の(4)に該当する者にあつては、優先入居申込書（調査書）

(2) 申込戸数

1世帯1戸に限る。

4 選考方法の概要及び入居の許可

- (1) 申込者の数が募集戸数を超えないときはその者のうちから、募集戸数を超えるときは公開抽選の方法により選定した者のうちから、それぞれ選考し、入居を許可する。
- (2) (1)により選定する者のほか、補欠入居選考予定者を選定し、これに順位を付することがある。
- (3) (1)により選定された者が選考されないとき又は入居を許可された者が敷金の納入その他所定の手続をしないため入居の許可を取り消されたときは、(2)の順位に従い、補欠入居選考予定者を(1)による選考の対象とする。

5 その他

この募集についての問い合わせは、長野県住宅部住宅課又は木曾地方事務所商工建築課にすること。

住 宅 課